

2021年5月25日

各 位

会 社 名 コムシード株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 塚原 謙次
コード番号 3739・名証セントレックス
問 合 せ 先 経営管理部長 大久保 泰夫
(TEL. 03-5289-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月23日開催予定の当社第30回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)の一部を修正するものであります。
- (2) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の44,000,000株から52,000,000株に変更するものであります。
- (4) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第38条として新設するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- (5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定) 2021年6月23日(水)
定款変更の効力発生日(予定) 2021年6月23日(水)

以上

(別紙)

* 下線部は変更部分

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(14)</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(13) (現行どおり)</p> <p><u>(14) 投資事業及び投資顧問業</u></p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6条 当社の発行可能株式総数は、<u>44,000,000</u>株とする。</p> <p>第 7条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 8条 当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、<u>取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第9条～第10条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>52,000,000</u>株とする。</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第<u>11</u>条～第<u>17</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>16</u>条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第<u>18</u>条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第<u>17</u>条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締</u></p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>役を除く。)は、8名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会</u>において選任する。</p> <p>2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第19条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

<p><u>役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第35条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	
<p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u></p>	
<p><u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第38条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約</u></p>	<p>(削除)</p>

<p><u>を縮結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の経緯を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p><u>第32条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>39</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第<u>42</u>条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>(<u>剰余金の配当の基準日</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、9月30日とする。</u></p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第44条 (条文省略)</p>	<p>3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて<u>剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第30回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

以上